

契約締結時点における設計単価変更の取扱いについて －取扱いの運用及び補足説明－

令和7年9月30日付 R7 都技第1417号にて、都市整備局技術管理室より通知した「契約締結時点における設計単価変更の取扱いについて」の運用及び補足説明を下記に示す。

記

1. 設計単価変更の取扱い

- (1) 受注者は、当初契約締結後に契約締結時点における設計単価変更の運用に基づき、請負代金額又は業務委託料(以下、契約金額という)の変更の協議を請求することができるものとする。
- (2) 発注者は、1. (1)の協議を受けた際には、契約締結時点の仙台市単価等で設計金額を再計算し、遅滞なく契約金額の変更契約を締結するものとする。

○ 運用・補足説明

- ① 本取扱いは、別添様式により、受注者から協議の請求を受けた場合に行うものとし、工事請負契約書の(補則)又は業務委託契約書の(契約外の事項)に基づき事務処理するものとする。なお、受注者が変更協議を請求できる期間は、契約締結時点から起算し30日以内とする。
- ② 契約締結時点とは、当初契約締結日(議会の議決を要する案件に関しては議決日)とし、変更契約金額の算出にあたっては、その日の属する月の仙台市単価等を用いるものとする。ただし、工事着手前から一時中止を指示した場合は、再開を指示した日を契約締結時点として取扱うものとする。
- ③ 仙台市単価等とは、設計単価として用いるため、仙台市設計基準策定委員会が策定した単価及び(一財)建設物価調査会、(一財)経済調査会が発刊する物価資料から策定した単価をいう。
- ④ 遅滞なくとは、受注者から請求があった日から概ね1ヶ月程度とする。
- ⑤ 契約締結時点の設計額が予定価格算出時点の設計額を下回った場合、発注者からの請求は行わないものとする。なお、工事請負契約書第25条に該当する減額スライドが生じた場合には、本取扱いに因らず当該条項に基づき請負代金額の変更を請求するものとする。

2. 対象案件

令和7年10月以降の仙台市単価等を用いて予定価格を算出し、契約担当課へ持込む以下の案件

- ・工事請負契約書により契約を締結する工事
- ・工事に準ずる業務委託
- ・工事に関連する業務委託
 - ※ 総価契約及び単価契約などの契約方法にかかわらず対象とする。
 - ※ 緊急を要し指示書により補修・修繕等の工事を先行させる工事等は対象としない。

○ 運用・補足説明

- ① 工事に準ずる業務委託とは、積算体系が工事積算に準じて行なう業務委託をいう。
<例>
 - ・土木工事積算基準書により予定価格を算出した道路・河川・公園等の除草業務
 - ・公共工事設計労務単価を用いて予定価格を算出した路面清掃業務
 - …など
- ② 工事に関連する業務委託とは、測量、地質調査、設計及び工事監理等、建設工事の発注に伴い必

要となる業務委託をいう。

- ③ 緊急を要し指示書により工事を先行させる案件は、指示日時点の設計単価を使用しており、本取扱いと差異がないため対象としない。

3. 対象設計単価

変更対象とする設計単価は、労務単価、資材単価、市場単価、賃料、直接人件費、材料単価及び損料等とする。

なお、歩掛、処分費及び工事毎に見積又は特別調査により策定した単価は、原則、変更の対象としないものとする。

○ 運用・補足説明

- ① 仙台市単価等のうち、歩掛、処分費及び工事毎に見積又は特別調査により策定した単価は、原則、対象としない。
- ② 変更対象とすることができる例として、仙台市単価等のサイズ違いなどで、見積又は特別調査により策定した単価のうち、本取扱いにより単価の逆転現象が生じる場合等、やむを得ない事情が発生した場合には対象とすることができるものとする。

<例>

名称・規格	当初設計単価	契約時設計単価	摘要
基礎ブロック(180×180×450)	730 円	950 円	仙台市単価
基礎ブロック(200×200×450)	870 円	1130 円	仙台市単価
基礎ブロック(220×220×450)	1040 円	1040 円	見積り

見積単価ではあるが、単価の逆転現象が生じるため変更対象とすることができる。

4. その他の条件等

- (1) 予定価格を算出する場合は、積算時点での最新の仙台市単価等を使用することとし、設計図書に積算単価適用年月を明示するものとする。
- (2) 本取扱いによる変更契約額の算出にあたって、一般管理費等に契約保証費が含まれている場合は、当初設計時の金額から変更しないものとする。
- (3) 工事請負契約書第25条の規定に基づくスライド請求があった場合には、本取扱いにより変更された仙台市単価等を基準とし、スライド額を算定するものとする。

○ 運用・補足説明

- ① 原則、4.(1)によるものとするが、月初めの持込みで積算や検算日数に制約が生じる場合には、積算時点で適用されている最新の仙台市単価等を使用して予定価格を算出しても良いものとする。
- ② Web 版積算システム(JACIC)を利用し設計書を作成する場合は、積算条件書(間接費補正一覧)に積算年月が明示されている。なお、他のシステムを利用する場合など、積算年月が明示されない場合には、現場説明書や特記仕様書等に明示するものとする。
- ③ 本取扱いによる変更請負代金額を算出する際、契約保証費対象金額は、当初積算額で固定するものとする。なお、Web 版積算システム(JACIC)を利用し変更設計書を作成する場合は、平成25年3月13日付H24都技第1363号(契約保証費対象額固定機能について)によるものとする。

5. 予定価格算出から変更契約までのイメージ

